

旧	新
<p style="text-align: right;">平成 7 年 5 月 27 日 制定</p> <p style="text-align: center;">六稜サッカー部OB会会則</p> <p>第一章 総 則</p> <p>第 1 条 (名称) 本会は『六稜サッカー部OB会』と称する。</p> <p>第 2 条 (会員) 本会は、大阪府立北野高等学校（旧制北野中学校を含む。）在校中サッカー部に所属した卒業生（会員と称す）、上記サッカー部に貢献された方（名誉会員と称す）、その他本会総会にて認められた方（特別会員）をもって構成する。</p> <p>第 3 条 (目的) 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校サッカー部を支援することを目的とする。</p> <p>第 4 条 (活動) 本会は、次の活動を行う。 (1) 現役サッカー部活動への支援。 (2) 現役サッカー定期戦の応援とOB戦への参加。 (3) 『会報』の発行。 (4) 幹事会、総会、並びに親睦会の開催。 (5) 会員名簿の作成。 (6) その他総会、又は幹事会で認められた活動。</p> <p>第 5 条 (事務局) 本会は、事務局長の定める所に事務局を置く。</p> <p>第二章 組 織</p> <p>第 6 条 (組織) (1) 本会は、会長 1 名、事務局長 1 名、監事 1 名、会計係、広報係を置く。また、卒業年度別に学年幹事を置く。 (2) 上記役職は、学年幹事会において選出し、総会にて決定、承認されるものとする。</p> <p>第 7 条 (役割) (1) 会長は、本会を代表し活動を総覧する。 (2) 事務局長は、本会の主たる事務を行う。 (3) 監事は、会計報告を監査する。 (4) 会計係は、本会の会計事務を行う。 (5) 広報係は、本会の広報を担当し『会報』を発行する。</p>	<p style="text-align: right;">平成 7 年 5 月 27 日 制定 令和 2 年 8 月 30 日 改定</p> <p style="text-align: center;">六稜サッカー部OB会会則</p> <p>第一章 総 則</p> <p>第 1 条 (名称) 本会は、『六稜サッカー部OB会』と称する。</p> <p>第 2 条 (会員) 本会は、大阪府立北野高等学校（旧制北野中学校を含む。）在校中サッカー部に所属した卒業生（会員と称する。）、上記サッカー部に貢献された方（名誉会員と称する。）、その他本会総会にて認められた方（特別会員と称する。）をもって構成する。</p> <p>第 3 条 (目的) 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校サッカー部を支援することを目的とする。</p> <p>第 4 条 (活動) 本会は、次の活動を行う。 (1) 現役サッカー部活動への支援。 (2) 現役サッカー定期戦の応援とOB戦への参加。 (3) 『会報』の発行<メーリングリスト等による>。 (4) 総会、並びに親睦会の開催。 (5) その他の活動。</p> <p>第 5 条 (本会の所在地) 本会の所在地は、会計担当の住所とする。</p> <p>第二章 組 織</p> <p>第 6 条 (組織) 本会に、世話役（代表・副代表・監事・会計担当・広報担当）を置く。世話役は、総会の決議により選任する。世話役のほか、卒業年度別に学年幹事を置くことができる。</p> <p>第 7 条 (各世話役の役割) 代表は、本会を代表するほか、本会の活動全般を総括する。副代表は、上記の代表に支障がある場合、本会を代表するほか、代表を補佐する。監事は、会計報告を監査する。会計担当は、本会の会計事務を行う。広報担当は、本会の広報を担当し『会報』を発行する。</p>

(6) 学年幹事は、該当年度の会員の動向を把握し、連絡事項は逐次事務局に報告し、会の運営に寄与するものとする。

第8条（任期及び報酬）

上記各役職の任期は、2年後の総会の終了の時までとする。但し、総会の承認があれば再任は妨げない。
上記各役職の報酬は、無報酬とする。

第三章 総会

第9条（総会）

本会は、原則として年1回定期総会を開催し、会員の親睦を図ると共に活動の報告を行うこととする。尚、必要のある場合は、臨時総会を開催することが出来る。

第四章 財務

第10条（財源）

本会の運営は、会員の会費をもって執り行う。

会費は、年会費と臨時会費を設ける。

会員は、年会費として社会人は、5,000円以上を支払うこととする。学生は、3,000円以上を支払うこととする。

会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

総会時の懇親会費用、並びに幹事会の費用は、参加者の臨時会費で賄うものとする。

第11条（使途）

会費の使途は、会の運営に必要な目的を持った経費、例えば『会報』の製作、発送の費用、総会並びに幹事会開催時の案内等、通信連絡費用の他、現役に対する援助費用に充当するものとし、その配分については、予算案を作成し、学年幹事会及び総会で承認を得るものとする。

第12条（年会費の割引特典）

年会費を一括前納する会員には、次の率で割引を行う特典を設ける。

◇ 5年前納 20,000円

◇ 10年前納 35,000円

◇ 終身会費前納 50,000円▽

（但し、この対象は50歳以上の会員とする。）

第13条（会計報告）

本会の会計報告は、監事の監査、承認を得て、定期総会にて事務局長から報告し、承認を得るものとする。

尚、同時に広報係より『会報』に掲載し報告するものとする。

第8条（任期及び報酬）

世話役の任期は、5年とする。但し、再任は妨げない。また、世話役の報酬は、無報酬とする。

第三章 総会

第9条（総会）

本会は、必要がある場合に、総会を開催する。総会の決議は、出席会員の数にかかわらず、その過半数の賛成によるものとする。

2. 総会の開催は、書面又は電磁的方法によることができるものとし、招集・付議事項その他の詳細とともに、世話役が別途協議のうえ定めるものとする。

第四章 財務

第10条（財源）

本会の運営は、会員の会費をもって執り行う。

2. 会費は、年会費と臨時会費を設ける。

3. 会員は、年会費として社会人は、5,000円以上を支払うこととする。学生は、3,000円以上を支払うこととする。

第11条（使途）

会費の使途は、本会の運営に必要な目的を持った経費、主に現役に対する援助費用に充当するものとし、その配分については、予算案を作成し、各世話役の承認を得るものとする。

第12条（年会費の割引特典）

年会費を一括前納する会員には、次の率で割引を行う特典を設ける。

(1) 5年前納 20,000円

(2) 10年前納 35,000円

(3) 終身会費前納 50,000円

（但し、この対象は50歳以上の会員とする。）

第13条（会計年度・会計報告）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。また、本会の会計報告は、監事の監査、承認を得て、各世話役の承認を得るものとする。

なお、同時に広報担当よりメーリングリスト等により会員に報告するものとする。

第五章 附 則

第 14 条（会則の変更・その他定めなき事項）

本会則の変更、疑義を生じた場合の疑義事項、本会則の定めない事項、その他本会の運営に重大な影響を及ぼす事項は、学年幹事会の承認を得て定期総会又は臨時総会に提案し、出席者の 2/3 の賛成を得て、決定しなければならない。

第 15 条（施行）

この会則は、平成 7 年 5 月 27 日の定期総会で承認された日より実施する。

以上第 15 条をもって会則とする。

第五章 附 則

第 14 条（会則の変更・その他定めなき事項）

本会則の変更、その他本会の運営に重大な影響を及ぼす事項で定めないものは、総会が決定するものとする。

2. 上記のほか、本会の運営に必要な事項は、世話役が協議のうえ決定するものとする。

第 15 条（施行）

この会則は、令和 2 年 8 月 30 日の総会で承認された日より施行する。

以上第 15 条をもって会則とする。